

健康福祉局事故対策委員会運営要領

（平成11年8月11日）
11川健庶第819号

1 委員会での調査審議の対象となる事故

- (1) 局内において、業務上過失等により施設利用者等に損害を与えることとなつた人身及び物損に係る事故
- (2) 市民等が故意又は過失により局内の施設、器物等を破損し市に損害を与えることとなつた事故
- (3) 車両事故
- (4) 市民等による過失による事故及び就学前の児童による事故で、市の施設、器物等の損害額が10万円以下と見積もられるものについては、調査審議の対象としない。ただし、委員が特に必要と認める事故については、その限りでない。

2 委員会での調査審議事項及び調査審議の時期

- (1) 事故発生の状況、原因等の調査、事故防止対策の審議、事故により与えた損害及び受けた損害に対する解決策等の審議
事故発生後1週間以内
- (2) 示談により解決する場合、その経過及び示談内容の審議
示談条件案が作成され、相手方に提示する以前及び示談書の取り交わし以前
- (3) 訴訟となつた場合、その内容、審理等の状況調査
訴状提出判明後1週間以内及び必要と思われる内容の審理後適宜
- (4) 判決等の内容の審議等
判決等の後1週間以内

3 事故報告

事故発生後速やかに、事故発生報告書（必要に応じ図面等の資料を添付）を総務部庶務課長あて提出する。ただし、車両事故にあっては交通事故てん末書（交通事故発生報告書を添付）を提出するものとする。